

第3期苫小牧市地域福祉計画（素案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和2年12月18日 ～ 令和3年1月22日（36日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件（5項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ <b>整理要約</b> 有・ <b>無</b> ) 1ページの計画策定の主旨について、感染症について触れているが、災害に対しては災害弱者の視点を加味することも必要と考える。	地域福祉計画においては、高齢者のみならず、障がい者や生活困窮者など、地域で暮らす生活上の困難を抱える人々について、地域住民による支え合いと公的援助の連携により地域を丸ごと支える「包括的な支援体制」を構築することとしております。 本計画の策定にあたっては、災害弱者の方も含めた地域で暮らす生活上の困難を抱える人々の視点は非常に重要であると認識し、様々な取組方針に反映させていると考えております。今後も御意見をふまえ、各種の取組を推進してまいります。	<b>B</b>
2	1	(原文・ <b>整理要約</b> 有・ <b>無</b> ) 上記と関連して、4ページの「地域福祉計画の位置付け及び関連計画との関係」の中に地域防災計画を加えた方がよいのではないかと。	4ページの表につきましては、苫小牧市地域福祉計画と関連する計画との位置付け及び関係についてお示ししたものです。 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を福祉の分野に限らず分野を横断して地域福祉計画に位置付けております。 地域防災計画につきましては、4ページの図表中に明記はされて	<b>D</b>

			<p>おりませんが、本計画を策定するにあたり、自主防災組織や、災害対応などは、本計画書の取組方針 11「地域の防災活動の推進」に反映する等、参考にしておりますので、御理解願います。</p>	
3	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>34ページの「相談支援機能の強化」の中に「(医師及び関係職種を加えた)在宅医療・介護連携に関する相談の充実」を含めた方が良いのではないかと。</p>	<p>「在宅医療・介護連携に関する相談の充実」につきましては、包括的な支援体制を構築していく中で必要であると認識しており、「分野を超えた包括的な相談支援体制の整備」の中に含めて考えております。</p> <p>いただいた御意見を参考に、今後の更なる包括的な相談支援体制の充実に取り組んでまいります。</p>	<b>C</b>
4	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>44ページ「圏域の設定」の中の「市全体」の例として、「とまこまい医療介護連携センター」を入れた方がよいのではないかと。</p>	<p>本意見を踏まえ、44ページの「圏域の設定」の中の「市全体」の例として、「とまこまい医療介護連携センター」を追加させていただきます。</p>	<b>A</b>
5	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>68ページの「施策4 地域福祉活動の促進」について、地域のニーズはより多様性を帯びてきており、地域に根ざしたきめ細やかな対応が必要と考える。そこで、地区社協や社協の分室化を検討し実行に移していく時期ではないかと。</p>	<p>地域の多様性を帯びた課題解決に向けた体制整備について、勇払、西部地域など高齢化率が高い地域には、より地域に根ざしたきめ細やかな対応が必要であるとと考えております。</p> <p>そのため、苫小牧市社会福祉協議会では、地域の様々な相談に対応するコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)について、現在3名配置しており、今後市内の全ての地域包括支援センター7圏域への配置を進めてまいります。</p>	<b>C</b>

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。